別　紙

◇相談窓口の紹介

① 学校及び市・県の機関等が設置する相談窓口

相談窓口	所管	連絡先等
校内相談窓口	各学校	・児童生徒…担任、養護教諭等、相談しやすい教員へ相談 ・保護者…管理職へ相談
碧南市教育委員会窓口	碧南市教育委員会学校教育課	・学校教育課へ直接相談もしくはTELによる相談 【連絡先】95－9918
子ども支援課こころの支援グループ 愛知県総合教育センター	愛知県総合教育センター	【相談時間】平日（祝日及び 12/29～1/3 を除く）9:00～17:00 【相談手段】電話（受付時間 16:30 まで） 【連絡先】0564-83-9743
教育相談こころの電話	愛知県教育・スポーツ振興財団	【相談時間】毎日（12/29～1/3 を除く）10:00～22:00 【相談手段】電話 【連絡先】052-261-9671
チャイルドライン	NPO法人チャイルドライン支援センター	【相談時間】毎日（12/29～1/3 を除く）16:00～21:00 【相談手段】電話 【連絡先】0120-99-7777

②学校及び市・県以外の機関等が設置する主な相談窓口

状況	相談窓口	管轄	窓口概要・相談窓口等
どこに相談していいか分からないが、困っていることがあるとき	24 時間子供 SOS ダイヤル	文部科学省	こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどもの SOS の相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。 【相談時間】24 時間 365 日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310
	こどもの人権 110 番、LINE じんけん相談等	法務省	こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員又は人権擁護委員が相談対応する。 【相談時間】平日 8:30～17:15

別　紙

どこに相談していいか分からないが、困っていることがあるとき			【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110、法務省ホームページ、LINE
	こどもの人権SOSミニレター	法務省	こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年5月～7月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。 【相談手段】郵送（切手不要）
	親子のための相談 LINE	こども家庭庁	子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18 歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。 【相談時間】各地方公共団体の相談時間による 【相談手段】LINE
	こども家庭センター	こども家庭庁	こどもや保護者・妊婦等からの子育てや妊娠・出産等に関する相談に応じ、困り事に寄り添い、必要なサービスの紹介や利用の支援、適切な支援先につなぐなどの支援を行っている。 【相談手段】居住地の市区町村のホームページ等を参照
	児童相談所	こども家庭庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況などに応じて、必要な支援を実施。電話は住んでいる地域の児童相談所につながる。 【相談手段】電話 【連絡先】児童相談所相談専用ダイヤル：0120-189-783
性暴力か分からないが、相談したい	Curetime	内閣府	性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだったこと、困っていること等、何でも相談できる。 【相談時間】毎日 17:00～21:00 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語）

別　紙

性暴力の疑いある・性暴力が起きた	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。 【相談手段】電話、(一部のみ)メール、SNS 【連絡先】＃8891
	犯罪被害者等早期援助団体	警察庁	犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。 【相談手段】電話(一部メール・問い合わせフォームあり)
	性犯罪被害相談電話	警察庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】＃8103　※緊急時は 110　番通報

◇不適切な行為の範囲

不適切な行為の範囲については、以下の具体例を参考としていただき、ご心配なことがあればご相談ください。

〇不適切な行為」の具体例

類型	具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	・児童生徒等と私的な連絡先(SNSアカウント、オンラインゲームのアカウント、メールアドレス等)を交換し、私的なやり取りを行う ・休日や放課後に、児童生徒等と二人きりで私的に会う ・保護者の承諾がないまま、児童生徒等の自宅で二人きりになる ・児童生徒等を自宅に招き、二人きりになる ・不必要に、児童生徒等を一人で車に乗せて送迎する
撮影	・私物のスマートフォンや、ルール外の方法で児童生徒等の写真・動画を撮影・管理する ・業務上必要と考えられる範囲外で、児童生徒等の写真や動画の撮影を行う
密室	・不必要に児童生徒等と密室で二人きりになろうとする(用務がないのに別室に呼び出す等) ・更衣や宿泊を伴う活動で、不必要に児童生徒等と対象業務従事者が二人きりで更衣室やお風呂等を利用する

別　紙

身体接触	・児童生徒等に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっているなど） ・業務上必要でないのに児童生徒等を膝に乗せる、おんぶする等 ・業務上必要でないのに児童生徒等にマッサージをする、児童生徒等にマッサージをさせる等 ・視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い
排せつ介助等	・児童生徒等の発達段階や特性から考えて、不必要な入浴及び排せつ介助を行おうとする ・おむつ交換時に、衣服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認するなど、誤解を受けるような仕方で交換する ・児童生徒等が一人で排せつ、入浴、着替え等を行いたいとの意思を示している中で、わざわざ介助に入る ・特段の必要性がなく特定の児童生徒等だけに排せつ介助を行おうとする
更衣	・不必要に、更衣室や児童生徒等が更衣中の部屋に入室する ・不特定多数の人の目がある中で児童生徒等に更衣をさせる
特別扱い	・特定の児童生徒等に高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりする ・児童生徒等の容姿等を過度にほめる ・特定の児童生徒等の保育・介助等を、理由なく担当しようとする
その他	・児童生徒等の衣服や持ち物を正当な理由なく触ったり、借りたりしようとする ・従事者が過度に肌を露出する

〇「重大な不適切な行為」の具体例

類型	具体例
私的なコミュニケーション、面会、送迎等	・保護者の意に反することを認識しながら、児童生徒等の自宅等で二人きりになる
身体接触	・児童生徒等の意に反して、必要以上に長時間抱きしめる ・執拗に児童生徒等にマッサージをする ※いずれも、状況によっては児童対象性暴力等にも該当し得る